

平成24年6月1日から平成24年9月20日までの火薬類取締法関連の改正

○経済産業省告示第百九十九号

火薬類取締法施行規則(昭和二十五年通商産業省令第八十八号)第一条の四第七号の規定に基づき、平成二十四年経済産業省告示第十四号(火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示)の一部を次のように改正し、平成二十四年九月十二日から施行する。

平成二十四年九月十二日

経済産業大臣 枝野 幸男

第二十六号イ中「火薬」を「点火薬」に「0・二九グラム」を「0・五八五グラム」に改め、同号中 ホをへとし、ニをホとし、ハをニとし、同号ロ中「発生」を「放出」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ ガス発生剤(硝酸塩を主とする火薬に限る)の量が六・三グラム以下であること。